

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人樟蔭学園
② 設置大学名称	大阪樟蔭女子大学
③ 担当部署	法人事務部総務課
④ 問合せ先	06-6723-8183(代表)
⑤ 点検結果の確定日	2025 年 10 月 16 日
⑥ 点検結果の公表日	2025 年 10 月 20 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.osaka-shoin.ac.jp/disclosure/kifukoui/
⑧ 本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して、ホームページ等で広く周知している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学では、建学の精神に基づく使命、学則に明示する「教育研究上の目的」、それらに則った「育成する人材像」を踏まえて、三つのポリシーを策定している。そしてそれらを基に学部・学科ごと、大学院研究科・専攻ごとの三つのポリシーを定めている。それらは本学のホームページに公開している。 三つのポリシーについては、毎年度末に各学部・学科、大学院研究科各専攻で点検・確認を行い、学外委員の参画も得て実施する各学部及び大学院研究科の点検・評価会議を翌年度6月末までに開催して、点検、見直しを行っている。各点検・評価会議の結果は、学長が主宰する全学点検・評価会議において共有し、次年度以降に向けての検討に供している。令和 6(2024)年度も、上記スケジュールで三つのポリシーについての点検・見直し作業を実施し、令和 7(2025)年度の三つのポリシーを決定した。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学則第 37 条第 3 項において「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定し、関係法令に基づき大学の意思決定及び業務執行を行っている。また、同条4項に副学長の役割について規定し、学長を補佐する体制を構築している。 学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、学長と副学長・法人本部事務局長からなる学長室会議を設け、重要案件を協議確認する仕組みを整えている。また、学長が議長となる部館長会において教学マネジメントに関わる諸事案について審議し、学長の決定に寄与することができるようにしている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	学長室会議には法人本部事務局長が、部館長会には大学事務部の課長級以上の職員が出席することとなっており、教職協働が機能する体制を構築している。また、各種委員会の構成メンバーとして各部門の職員が配置されており、議論に参加し諸事案について職員が

	適切に対応できるようにしている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学の教育理念を実現することを目的として、「FD・SD 活動推進委員会」を設置し、学部及び大学院の教育・研究内容及び教育方法の改善、そして個人の能力開発及び組織間の連携を推進し、組織的な職能開発に取り組んでいる。 また、SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとして、職員が講師となって実施する自前研修や、外部機関による研修受講の機会提供など継続的に取り組んでいる。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	法人全体で長期ビジョン「Shoin Vision 2030」を策定しており、これを達成するための 5 ケ年の第Ⅳ期中長期計画（令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度）を前期（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）の継続として、前期末達成であった目標の継続や大学機関別認証評価結果及び改正私立学校法との関連を踏まえて策定している。 第Ⅳ期中長期計画は、取り組むべき重点項目について、5 年後のありたい姿（To be/Goal）と KGI を設定したうえで、そのもとに複数の取組テーマとその目標、及び取組テーマの目標を達成するためのアクション（KPI 的行動）を設定し、年度毎に履行すべき具体的な計画を立てている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	ありたい姿へのロードマップである中長期計画は、KGI 及び KPI を設定することで単年度事業計画との連動性を高め、計画の主体を明確にしている。単年度事業計画は「事業計画書」にて公表し、年度毎に中間評価、期末評価を行い、単年度計画の達成度及び到達目標への年度累積の達成度（進捗状況）を測り、経営戦略本部会議での確認を経て、その結果を「事業報告書」において公表している。令和 7(2025)年度に新たにスタートした第Ⅳ期中長期計画については、単年度の中間時点（9 月末）で年度計画の達成度（%）を測り、すべてのアクションについて振り返りを記録し、後半期への取り組みについて再確認するとともに、期末時点での履行率（%）予測を想定し、経営戦略本部会議にて確認する。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学では、創立者森平蔵の志を原点とした、「高い知性と豊かな情操を兼ね備えた、社会に貢献することができる女性」を育成するという使命の下、さまざまな教育活動を展開し、教育研究上の目的の達成を目指している。そして、それらに連動する「育成する人材像」や三つのポリシーを適切に設定している。 また、学生と地域の方などを対象とした公開講座を実施し、地域社会に学びの機会を提供している。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学における教育・研究と地域社会をつなぎ、地域の再生・活性化の核となる地(知)の拠点（センター・オブ・コミュニティ）として、行政・地域住民・企業・NPO 等との連携をとおり、本学の地域貢献活動を総合的かつ組織的に遂行することを目的とし「くすのき地域協創センター」を設置し、地域連携を推進している。 また、人間栄養学に基づいた管理栄養士・栄養士の実践教育および健康・栄養に関わる学術研究の推進を図り、その成果を大学院および本学健康栄養学部教育ならびに教育・啓発のための情報の発信施設として地域に還元し、もって地域住民の健康増進に寄与することを目的し「くすのき健康栄養センター」を設置し、社会貢献・地域連携を推進している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の基本方針に基づいて、「学生支援関連部署連絡会議」の専任コーディネーターを中心にアドバイザーや関係部署と連携して障害のある学生への支援を行い、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。 また、平成 29(2017)年に策定した「グランドデザイン 2030」において「多様性を尊重し合う学生の受け入れ」を掲げている。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	改正私立学校法に伴う寄附行為変更後において、理事 6 名・監事 2 名のうち女性 1 名、評議員 9 名のうち女性 5 名を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成について「学校法人樟蔭学園寄附行為」に定め、明確にしている。理事の選任については、あらかじめ評議員会の意見を十分に参酌したうえで、理事選任機関である理事会において適切に選任しており、議事録にその過程を記録し、より選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会及び理事の職務並びに理事会の運営については「学校法人樟蔭学園寄附行為」に定め、「学校法人樟蔭学園理事の職務及び決裁権限規程」において業務を執行する理事の担当職務と決裁権限を明確にしており、各理事は法令及び寄附行為その他規程を遵守し忠実に職務を行っている。 評議員会の役割及び責務について「学校法人樟蔭学園寄附行為」に定め、理事会との関係性を明確にしている。理事長をはじめ各理事は評議員会に出席し、評議員から求められた事項に対して説明を行っており、理事会と評議員会の建設的な協働体制を維持している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会での報告事項において、学内外の最新情報を提供するほか、各設置校の行事を案内して参加の機会を提供している。また、令和 7(2025)年 10 月に、全理事、監事を対象にして、私立学校法改正に伴う学校法人ガバナンスの変化と理事会・評議員会の役割について、外部講師（弁護士）による研修会を実施した。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の資格、職務、選任基準について「学校法人樟蔭学園寄附行為」に定めている。監事は、評議員会の決議により選任され、監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を選任することを規定している。会計監査人は、監事の過半数の合意によって候補者を決定し、評議員会の決議によって選任している。いずれも議事録にその過程を記録し、より選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査が適正かつ有効に行われ、以て教育研究機能の向上と財政基盤の確立等への寄与を目的とした「学校法人樟蔭学園監事監査規程」を制定し、監査

	の対象、内容、計画策定、会計監査人との連携、内部監査室との連携等について規定し、明確化している。監事は、同規程に基づいて年間の監査計画書を作成し、これを学内教職員にも周知したうえで、事務局と連携して監査を適切に実施している。また、監事と会計監査人（監査法人）は、会計監査人による年間の監査計画の内容、方法等について意見及び情報交換を行っており、監事は、会計監査人が行う会計監査の方法及び結果を把握して自身の判断で財務監査を行っている。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	理事会での報告事項において、学内外の最新情報を提供するほか、各設置校の行事を案内して参加の機会を提供している。監事に対して、文部科学省主催の「全国監事研修会」の他、会員である一般社団法人大学監査協会からの様々な監査にかかる情報や研修の機会の提供を行っている。なお、令和 7(2025)年 10 月に、全理事、監事を対象にして、私立学校法改正に伴う学校法人ガバナンスの変化と理事会・評議員会の役割について、外部講師（弁護士）による研修会を実施した。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数（9 名）と属性・構成割合、資格等を「学校法人樟蔭学園寄附行為」に定め明確にしている。評議員の選任は年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して適切に行っており、議事録にその過程を記録し、より選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、及び評議員の職務等について「学校法人樟蔭学園寄附行為」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限、運営等に関するものを「学校法人樟蔭学園寄附行為」に定め、理事会と評議員会の関係性を明確にして、協働体制の確立を図っている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会における報告事項や学園報「くすのき」等において、学内外の最新情報を共有しているほか、各設置校の行事を案内して参加の機会を提供している。研修会については、令和 7(2025)年 10 月実施の役員（理事、監事）に対する研修の結果（成果）をもとに、令和 7(2025)年 5 月 28 日付で新しくなった評議員会及び評議員に対する研修を立案していく。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「学校法人樟蔭学園危機管理対策要項」を策定し、理事長を危機管理の統括者としている。安全への配慮として「地震、火災等緊急時の対応マニュアル」や「海外における事故等緊急事態対応マニュアル」を整備し、警備会社の安否確認システムを活用することで非常時における迅速な情報共有体制を構築している。また、安全委員会では、自衛消防組織の体制整備や装備品の充実を図り、防火・防災訓練を年 2 回実施している。防火・防災訓練は回を重ねるごと想定状況の難度をあげていき、教職員のみならず学生もまじえて行い、緊急時に備えた対応体制の強化に努めている。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	役員及び職員が確固たる倫理観をもって、また適正かつ公正に業務を遂行し、法令や寄附行為その他学園諸規程を遵守することを目的として、「学校法人樟蔭学園コンプライアンス規程」を制定しており、自己点検・評価等の機会に、法令等の遵守状況について点検を行っている。また、公益通報者保護法にもとづく「学校法人樟蔭学園公益通報に関する規程」を整備しており、通報体制を整え、通報者の保護を図るため通報及び相談の受付窓口を設置している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	関係法令に基づき、学園の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的とし「学校法人樟蔭学園情報の公開及び開示に関する規則」を定め、適切に情報公開を行っている。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ステークホルダーへの理解促進のため、関係法令に基づく情報公開において用語解説や分かりやすい説明を付すなどの工夫を行っている。 また、本学の教育研究等の状況について、毎年、認証評価の評価基準項目に則った全学的な自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価報告書」を作成し公表している。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明